

# 兵庫県公報

平成20年 3月31日 月曜日 第9号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

条 例	ページ
兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第33号）

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の施行により、自動車取得税の特例措置の一部についてその適用期限が延長されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 条 例

兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県条例第33号

### 兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第24条第5項から第7項まで、第11項及び第12項中「平成20年3月31日」を「平成20年5月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち兵庫県税条例附則第24条第5項から第7項まで及び第11項の改正規定中「平成20年3月31日」を「平成20年5月31日」に、「平成20年4月1日」を「兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第11号）の施行の日の翌日」に改める。

附則に次の2項を加える。

（この条例の施行の日が平成20年4月1日後となる場合における経過措置）

18 この条例の施行の日が平成20年4月1日後となる場合における第1条の規定による改正後の兵庫県税条例の規定の適用に関し必要な事項（この附則の読替えを含む。）その他この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置については、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第 号）附則第20条の2の政令の例による。

（県民緑税条例の一部改正）

19 県民緑税条例（平成17年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表加算額（年額）の欄中「80,000円」を「2,000円」に、「54,000円」を「5,000円」に、「5,000円」を「54,000円」に、「2,000円」を「80,000円」に改める。